

## 私たちができる！林野火災を防ぐポイント

林野火災はほんのわずかな油断でも発生します。屋外での火の取扱いには次の点に十分注意しましょう。

- ❗ 乾燥・強風の日は火を使わない
- ❗ たき火や火入れは複数人で行う
- ❗ 火から目を離さない
- ❗ 消火用の水を準備する
- ❗ 使用後は完全に消火する
- ❗ たばこの投げ捨て、火遊びは絶対にしない

## 林野火災の予防策を強化

令和7年2月の岩手県大船渡市における大規模な山火事を踏まえ、消防庁と林野庁は市町村長による「林野火災注意報」や「林野火災警報」の的確な発令などを通じた山火事予防を推進しています。神川町でも令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用が始まりました。

|          | 林野火災注意報   | 林野火災警報   |
|----------|---|--|
| 発令のタイミング | 林野火災の予防上注意を要する気象状況になったとき                                | 林野火災の予防上危険な気象状況になったとき  |
| 発令指標例    | 前3日間の合計降水量が1mm以下<br>+<br>前30日間の合計降水量が30mm以下または、乾燥注意報の発表 | 注意報の指標例 + 強風注意報の発表<br>+<br>※1 火災の発生および延焼拡大の危険が極めて大きいと認められるとき |
| 内容       | 屋外の火の使用中止の努力義務(罰則なし)                                    | 屋外の火の使用の制限(罰則あり)   |

※1 児玉郡市広域消防本部による発令指標です。

出典:政府広報オンライン「山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意！」

## 火災予防条例を改正しました(林野火災防止の強化)

近年の林野火災対策強化を踏まえ、火災予防条例を一部改正しました。住民の皆様に関係する主なポイントは次のとおりです。

### 林野火災注意報と林野火災警報の新設

気象状況により林野火災の危険が高まった場合、林野火災注意報・林野火災警報を発令します。

### 発令時の火気使用制限

注意報・警報が発令されている間は、森林内での火の使用(火遊び、たき火、煙火消費など)が制限されます。(注意報については努力義務)

### たき火の届出

森林内でたき火を行う場合には、消防署への事前の届け出が必要となります。

### 期間および区域について

対象期間は毎年1月1日～5月31日となります。火の使用制限がかかる森林については一般民有林です。詳細は消防署にお問合せください。

条例についての問合せ 児玉郡市広域消防本部予防課 ☎0495-24-8392

## 知って防ぐ林野火災

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

山火事をはじめとする林野火災は、ひとたび発生すると急速に燃え広がり、消火活動が困難になるおそれがあります。特に山間部では消防隊の立入りが難しく、人命や住宅への被害につながる危険性もあります。

また森林が失われることで、土砂災害などの二次被害を引き起こす可能性も指摘されています。令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した山火事では、多くの建物が被害を受け、地域や産業に大きな影響を及ぼしました。

林野火災を未然に防ぐためには一人ひとりが火の取扱いに注意し、日ごろから防災意識を高めることが大切です。

## 林野火災ってなに？

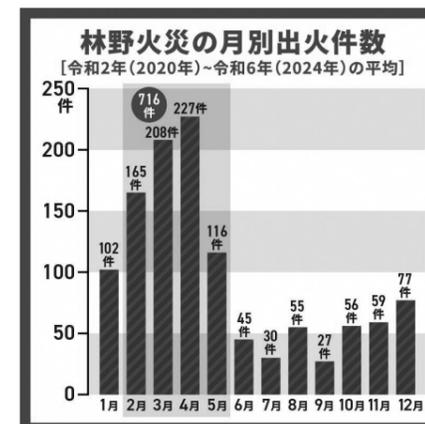
森林などでの火災を林野火災と言います。

森林火災や山火事も森林である点は林野火災と共通していますが、山林以外の原野や牧草地の火災も含む点で林野火災の方が対象が広がります。

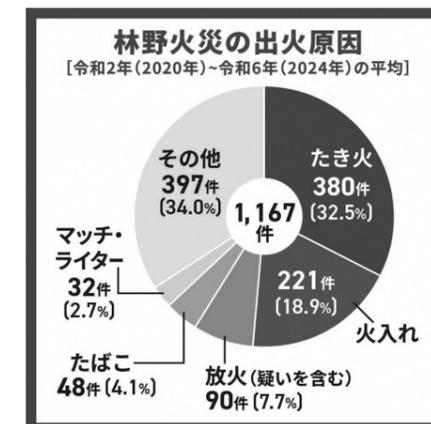
## 2月～5月は林野火災が多く発生する季節

林野火災は年間を通じて発生していますが、特に年明けから増え始め2月から5月にかけて多く発生する傾向があります。この時期は、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹きやすいなど、火災が起こりやすい気象条件が重なります。

また、林野火災の出火原因の多くは人的要因によるものとされています。春先は枯れ草などを焼却するためのたき火や火入れを行う機会が増えるほか、山菜採りやハイキングなどで入山者が増え、たばこなど火の不始末が起こりやすくなります。火を扱う際は気象条件に十分注意し、確実な消火を心がけることが重要です。



出典:消防庁「林野火災への備え」から政府広報室作成



出典:消防庁「林野火災への備え」から政府広報室作成

## 山火事を起こしたら罰則があるの？

山火事を起こした場合、重過失であれば損害賠償責任を負う可能性があるほか、森林法などにより罰則の対象となります。罰則の内容は、火災の原因が過失か故意か、火災が発生した森林が自己の所有か他人の所有かなどによって異なりますが、以下の罰則などが科される場合があります。

不注意で失火した場合(森林法第203条) ➡ 50万円以下の罰金

放火した場合(森林法第202条) ➡ 他人の森林の場合 2年以上の拘禁刑

自己の森林の場合 6月以上7年以下の拘禁刑